

生活の決まり

寿都中学校

1. 生活時間

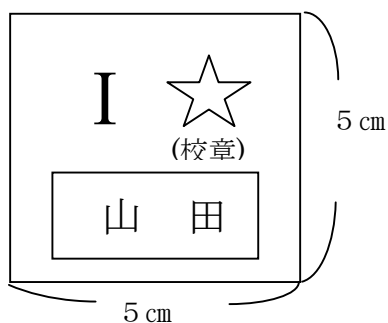
- ① 登校時間～8時10分 ※余裕をもって登校しよう
- ② 学校生活は、チャイムと同時に授業や諸活動を始められる準備と態勢をつくることを基本とする。

2. 制服 ※時・ところ・目的に応じた着こなし。

男	冬服(10月～6月)	・標準型(日被連)の詰襟学生服・学生ズボン(ともに黒)
	夏服(6月～10月)	・白ワイシャツに学生ズボン
子	※身だしなみを整える	

女	冬服(10月～6月)	・指定のセーラー服とスカートとし、白ネクタイをつける ・ストッキング、タイツ、ソックス
	夏服(6月～10月)	・白ワイシャツに指定のベストとスカート ・ソックス
子	※身だしなみを整える ※スカートの丈は、膝が隠れるもので身長伸びを考慮して購入してください	

- ① 男女とも制服には、学校章・学年章・ネーム(学校から渡される)をつける。
- ② 女子は学校章、学年章、ネームを紺地5cm角の台布に、男子は胸ポケットにネームを直接縫いつける。 ※ 男子の夏服時は、黒地5cm角の台布に付け安全ピンで留める



- ・ソックスの色は、白・黒・紺の無地のもの。ワンポイントのものはOK。
- ・ストッキングは、黒・紺・ベージュ。
- ・儀式的行事の際には、男子は足首が隠れるソックスを着用することが望ましい。
- ・男子のソックスは華美なものは避ける。
- ・制服の着こなし ～ 中に着ているものの裾は入れる。華美(派手)なものや裾や袖が出るものは避ける。
男子は上着の第一ボタン、女子は袖の^{そで}スナップは留める。
スカート等、制服の改造はしない。
- ・制服のサイズが身体の成長に伴い合わなくなることを踏まえ、サイズを合わせる工夫や卒業生などから譲り受けるなどの働きかけ。
- ・体調が悪い時や寒い時の防寒は、中に厚手のものを着ることで対応すること。
- ・寒い場合は、教科担任の許可をもらって制服の上に上着を羽織る。ひざ掛けは禁止。ジャージ、上着で対応。校内でのカーディガンの着用は禁止。

3. 体育着

- ① 指定ジャージおよびハーフパンツ
- ② 次時にジャージ着用の必要がないときは、制服に着替え直すこと。
- ③ 旅行的行事の場合、宿泊地では指定ジャージを基本とする。(指定ハーフパンツも可)
- ④ 3年生については、新ジャージ、旧ジャージの着用を認める。
※ジャージは上下そろいのものを着用すること。
- ⑤ 1, 2年生については、ハーフパンツは学校指定のみ認める。

- ・ 胸のファスナーは左胸のネームまで上げる。裾^{すそ}のファスナーは閉める。
- ・ Tシャツの色や柄は特に指定しないが、清潔で華美ではないもの。
- ・ 安全面・機能面を考慮して、Tシャツはズボンの中に入れる。
- ・ 3年生については、体育時のハーフパンツは学校指定のものとする。

4. 上靴

① 運動靴

- ・ かかとを踏まない。
- ・ 種類の指定はないが、靴裏が削れないものが望ましい。

- ・ 男子の襟足、前髪の長さ。
耳にかからない程度の長さ
- ・ 女子で肩にかかる長さは髪をまとめる。
- ・ 男女とも目に前髪がかからないこと

5. 身だしなみ

- ① 自他の衛生面・健康面に心がけ、身なりを整える。
- ② 男女とも中学生らしい髪型とする(清潔感・衛生面に気をつける)。
- ③ 女子の髪留めのゴムやピンは華やかな装飾にならないものとする。

- ・ 黒色を基本とし、カラフルなもの禁止する。

6. 自転車通学

- ① 通学許可となる範囲は、大畑の川より矢追側。
- ② 許可にあたっては、届け出用紙に記入し学校へ提出する。
- ③ 期間については、自転車通学生オリエンテーション後から2学期間。(気象状況により不可能と判断されるまで)

7. スクールバス通学

- ① 時間に余裕をもって決められたバス停で待つ。
- ② バスの乗降時・乗車中は、互いに安全等に十分注意する。
- ③ バスに乗り遅れた場合は学校に連絡をし、適切な方法で登校する。
- ④ 車内を清潔に使う。
- ⑤ 運転手さんの指示に従い、挨拶を忘れない。
- ⑥ 荷物などの置き場所を工夫して全員が座って乗車できるようにする。

○バスルール

- ・ 立ち乗り禁止。 ・ 窓を開けない。
- ・ 徒歩通学生はバスに近寄らない。

8. その他

- ① 欠席・遅刻・早退の連絡は保護者を通して担任に連絡をする。
- ② 新聞配達のアルバイトについては、保護者と学校の許可を得る。
- ③ 必要のない物は、もってこない。
- ④ 登下校時の商店などの立ち寄り、寄り道をしない。
- ⑤ 休日等の部活動は、自転車通学区域によらない。
- ⑥ 校内の施設は正しく利用する。
- ⑦ 制汗剤については、シート状のみ利用を認める。また、使ってよいのは体育の後、更衣室のみとする。(2011年生徒総会で決定事項)

不要物を持ってきてしまった場合は朝のうちに担任の先生に預ける。

自宅と学校の最短距離を通学路とする

- 服装・髪型・身だしなみの基本的な考え方は、高校受験・就職試験に対応できるものとする。